

平成28年度第4回茅ヶ崎市空家等対策推進協議会 会議録

議題	<p>議題</p> <p>(1) 茅ヶ崎市空家等対策計画等の策定状況について</p> <p>(2) 茅ヶ崎市空家等対策計画に位置付けた個別施策の検討方針について</p> <p>報告</p> <p>(1) 空き家対策に係る庁内連携について</p> <p>(2) 平成29年度のスケジュールについて</p> <p>(3) 懸案となっている市内の空き家について (情報提供)</p> <p>(4) その他</p>
日時	平成29年3月27日 (月) 10:00～11:00
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階コミュニティホール会議室 AB
出席者氏名	<p>【委員】</p> <p>服部市長、出石会長、成瀬委員、青木(三)委員、木下委員、伊藤委員、藤田委員、豊岡委員、小澤委員、青木(崇)委員、加藤副会長</p> <p>【欠席委員】</p> <p>神戸委員、中川委員</p> <p>【事務局】</p> <p>大野木都市部長</p> <p>〈都市政策課〉関野課長、後藤主幹</p> <p>【関係課】</p> <p>〈環境保全課〉長島課長 〈建築指導課〉有賀課長</p> <p>〈消防本部予防課〉牛窪課長 三橋担当主査</p>
会議資料	<p>議題</p> <p>(1) 茅ヶ崎市空家等対策計画等の策定状況について 資料1</p> <p>(2) 茅ヶ崎市空家等対策計画に位置付けた個別施策の検討方針について 資料2</p> <p style="padding-left: 40px;">空き家対策に関する政策提言・・・〈参考資料〉</p> <p>報告</p> <p>(1) 空き家対策に係る庁内連携について 資料3</p> <p>(2) 平成29年度のスケジュールについて 資料4</p> <p>(3) 懸案となっている市内の空き家について (情報提供) 当日資料</p>

会議の公開・非公開	一部非公開（報告（3））
非公開の理由	個人情報を扱うため
傍聴者数	0名

午前10時00分開会

○関野都市政策課長

皆様おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第4回茅ヶ崎市空家等対策推進協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本協議会は、原則公開となっておりますが、本日は、傍聴の申し出はございませんので、このまま会議を進めさせていただきます。

それでは、会議の開催に当たりまして、委員の出欠席の状況を御報告させていただきます。委員13名のうち、中川委員及び神戸委員より欠席の御連絡をいただいております。また市長につきましては若干遅れて出席と連絡が入っておりますのでご承知おきください。

現在、委員13名のうち10名のご出席をいただいております。したがって、茅ヶ崎市空家等対策推進協議会要綱第5条第2項の規定を充足しており、本日の会議は成立していることを御報告させていただきます。

本日の議題につきましては、次第のとおり議題2件、報告3件でございます。

多岐に渡りますが、よろしくご審議の程お願いいたします。

次にお手元の資料につきまして確認をさせていただきます。

最初に、事前にご送付しました資料から確認をさせていただきます。

初めに次第がございます。次に議題（1）茅ヶ崎市空家等対策計画等の策定状況についてとして資料1がございます。

次に、議題（2）茅ヶ崎市空家等対策計画に位置付けた個別施策の検討方針についてとして資料2及び参考資料として議会からの政策提言を添付しております。

報告（1）空き家対策に係る庁内連携についてとして資料3がございます。

報告（2）平成29年度のスケジュールについてとして資料4がございます。

また、その他当日資料といたしまして、報告（3）懸案となっている市内の空き家について（情報提供）として本日ご用意した当日資料がございます。こちらにつきましては、会議終了後に回収させていただきますようお願いいたします。

その他当日資料として、茅ヶ崎市空家等対策計画と茅ヶ崎市特定空家等判定基準の本冊の製本版、第3回茅ヶ崎市空家等対策推進協議会議事録、空家等対策推進協議会委員名簿、その他第1回の時よりご用意いたしております空家等対策の推進に関する特別措置法関係の資料を閉じこんだファイルと、茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランの冊子、および座席表を机に置かせて頂いております。

資料等は以上でございます。ご確認いただけましたでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これからの進行は空家等対策推進協議会要綱第5条第1項に基づきまして出

石会長にお願いいたします。

○出石会長

皆様おはようございます。それでは茅ヶ崎市空家等対策推進協議会の審議を始めていきたいと思っております。

まず、審議を進めるにあたり最初に本日の議事録署名人を指名するという手続きがございます。協議会等の長と協議会等の長が指名した委員が署名することによってでございます。

本日、会議録に署名をいただく委員1名を指名させていただきます。小澤委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか

(〔異議なし〕の声あり)

それでは、小澤委員に議事録署名人をお願いいたします。

それでは、議題(1)(2)について関連がありますので併せて事務局からまとめて説明をお願いします。

○都市政策課後藤主幹

それでは、議題(1)及び(2)についてまとめてご説明させていただきます。議題(1)については資料1及び本日机上に置かせていただきました、「茅ヶ崎市空き家等対策計画」及び「茅ヶ崎市特定空家等判定基準」をご参照ください。委員の皆様にご協力いただきました、「茅ヶ崎市空家等対策計画」及び「茅ヶ崎市特定空家等判定基準」につきましては本年3月1日の政策会議にて承認されました。これに伴い「茅ヶ崎市空家等対策計画」本冊と概要版及び「茅ヶ崎市特定空家等判定基準」本冊を本年4月より公表する予定でございます。

前回の会議から本冊及び概要版につきまして変更点はございませんので、説明につきましては割愛させていただきます。

右上に資料1と記載のあります、空家等対策計画概要版を一枚めくっていただいた右下に今後検討していくべき個別施策を掲載しております。

本日の議題(2)として、これらの個別施策の検討方針について、さらに一枚めくっていただいた資料2で説明させていただきます。

資料2の表中の左から2番目に、空家等対策計画の各施策を記載し、今後本計画の計画期間である4年間で取り組むべき各施策の進行予定を一覧表にしたものでございます。

なお、表中左から4番目の関連施策につきましては、茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランとの関連がある施策について記載しております。

それでは表中一番左に記載の2空家等の発生予防に関する事項より順に説明させていただきます。

①空き家の発生予防の啓発ちらし・パンフレットの配布につきましては市民向けのちらし、パンフレットを作成、印刷、配布を予定しております。配布先としては自治会役員、民生委員児童委員、空き家所有者、高齢者世帯等を予定しており、平成29年度より毎年度継続を予定しております。

②「住まいの相談窓口」における関係機関・関係団体との連携につきましては、すでに本年1月25日より実施しております。

③関係団体と連携した空き家相談会の実施につきましては、来年度より住まいの相談窓口における協定団体の既存相談会等から情報提供を頂き、連携方法について調整することを想定しております。

④インターネット、ケーブルテレビ等のツールを活用した施策の広報につきましては、来年度より周知パンフレットを市ホームページに掲載するとともに、本年5月に職員がケーブルテレビ・ラジオ出演等により周知を行う予定としております。

⑤地域への啓発活動（出前相談会）の検討につきましては29年度より、課題地域を選定し地域のワークショップを開催していきたいと考えております。また、併せて市の出前講座制度であります「市民まなび講座」にすでに登録をしており、講座開催のご要望に応じて対応していく予定としております。

⑥高齢者一人ひとりへの支援に向けた専門家等との連携の検討につきましては、福祉部局におきまして、理学療法士等のアドバイザー制度を29年度から予定しており、高齢者のニーズを把握しつつ、必要に応じて連携してまいりたいと考えております。

⑦⑧の助成制度につきましては、既存の制度を継続するとともに、空き家も対象した制度に拡充できないかの検討を予定しております。

つづきまして3空家等の適切な管理の促進に関する事項

①空き家の適切な管理の啓発ちらし・パンフレットの配布につきましては、発生予防の啓発ちらしとあわせて、市民向けのちらし、パンフレットを作成、印刷、配布を予定しております。配布先としては自治会役員、民生委員児童委員、空き家所有者、高齢者世帯等を予定しております。

②納税通知書を活用した全住宅所有者への空き家の適切な管理のお願いにつきましては、予算措置を含め資産税課と実施に向けた協議を行い、同封チラシに記載する内容、送り先の検討を29年度に行い、30年度に実施する予定としております。

③「住まいの相談窓口」については再掲のため省略させていただきます。

④地域（自治会等）での見守り事例の紹介につきましては、ホームページで市内及び市外の事例収集を行い、実際の効果、耐震改修の有無、課題点、成功事例等の情報について、自治会、民生委員児童委員へ情報提供を行っていく予定としております。平成30年度より実施を想定しております。

⑤法を活用した連携体制による改善指導の実施につきましては、既に庁内関係課で一部実施しておりますが、29年度以降については法に基づく改善指導と併せて改善指導実績について公開できる範囲で一部公表を検討しております。

続きまして、資料裏面の4空家等及び除却した空家等に係る跡地の利用の促進に関する事項についてでございます。

(ア) 空家等の利活用促進に関する事項

①「空き家活用等マッチング制度」における関係団体との連携については、すでに本年1月25日より実施しております。

②リノベーション事例集の作成につきましては、実際に空き家を他の用途へ改修した事例について事例収集、個別問い合わせ等を行い、実際の効果、耐震改修の有無、課題点等を調査し、本市での実施が可能か否かの検討を行ったうえで、31年度より自治会、民生委員児童委員、空き家所有者、空き家活用等希望者等へ情報提供を行うことを想定しております。

③子育て世帯や若者の居住促進を目的とした中古住宅の活用につきましては、必要に応じて、所有者、子育て世帯へのアンケート調査及び協定団体等より情報提供をいただきながら、既存の制度でございます「J T I : マイホーム借り上げ制度」を誘導することにより居住促進の推進、事例蓄積等を行ってまいります。

④まちづくりNPO等と連携した地域の活動拠点、社会福祉施設、子育て支援施設等への利活用マッチングにつきましては、「空き家活用等マッチング制度」により既に運用開始しておりますが、空き家活用等希望者側からより多くの登録を頂くために、さらに制度の周知を行っていく予定としております。

続きまして（イ）除却した空家等に係る跡地の利活用促進に向けた事項

①「空き家活用等マッチング制度」については再掲のため省略させていただきます。

②ポケットパーク・代替用地等としての跡地の活用

③防災倉庫の設置場所としての検討及び

④跡地を活用した個別建替えや共同建替えの誘導策の検討につきましては、平成29年度より基礎調査（庁内調整・アンケート・ニーズ把握 優先順位づけ・事例収集、実施可能性の検討）等を行い、（補助メニュー・予算措置の検討）と併せて平成31年度より制度構築を予定しております。

5（2）特定空家等の適用につきましては、空家等対策計画と併せて作成しております庁内連携マニュアルに基づいて実施をしております。

<その他>として空家等対策計画の個別施策と併せて進めていく取り組みとして、

① 空家等対策計画の見直しでございます。本計画は平成32年度までの計画でございますので計画期間後の次期計画策定に向けて、31年度までに課題点の抽出・空き家の実態調査を行い、32年度に計画の見直し、33年度に次期計画の運用というスケジュールを想定しております。

② 仮称) 空き家条例策定に向けての調査・研究につきましては、空き家特措法を補完する目的で条例制定を行う必要があるか否かについての調査研究を行うものでございます。また、お手元の資料を1枚めくっていただいたところに<参考資料>がございます。本年2月23日付で市議会議長から市長あてに、条例制定の必要性についての政策提言が出されましたので資料としてご用意したものでございます。なお、この<参考資料>を4枚めくっていただいたところの提言書の6ページにおきまして、空家条例制定の必要性について記

述がございます。中段より下の部分に①から⑥を盛り込む必要があるという内容でございます。そのなかの③軽微な措置については、草木の繁茂の除去などの軽微な対応を行政自らが行う想定でございます。また、④緊急安全措置につきましては、管理不全の空き家について法に基づく措置を、法に基づく順序で行っていく場合にあってはそれ相応の時間を要することとなりますが、緊急を要する管理不全の空き家にあつては、すみやかに必要最低限の措置を行政自らが行うことができるという想定でございます。また⑥集合住宅の空き住戸への対応については、集合住宅等の空き室について何らかの規定を設ける必要があるのではないかという主旨でございます。空家特措法におきましては全室空き家以外の集合住宅においては法の適用から外れている部分でありますので、一部の空き室への対応を考えるにあたっては、条例で補完する必要があるという内容でございます。

条例の必要性につきましては、先の市議会本会議における会派代表質疑におきましても質問をいただいており、それに対する市側の答弁といたしましては、【条例制定の必要性の検討につきましては、本計画の周知状況及び各施策の進捗状況、本市及び他市の情報収集・分析、条文の検討、法律との兼ね合い等研究項目が多岐に渡るため、今後の検討課題であるとする】という答弁をいたしております。

このことから、当面の間は、特定空家等の判定作業や法に基づく適正管理の措置の事例を蓄積しながら、この提言内容でございます（仮称）空き家条例策定に向けての調査・研究を行う予定として考えているところでございます。

今後個別施策の進め方について、さらに検討を行い、都度委員に報告する予定でございます。

資料1及び資料2の説明は以上でございます。

○出石会長

ただいま議題（１）（２）の説明がございました。空家等対策計画等については本協議会で議論した結果を踏まえ最終的に確定しております。事務局からの説明は本計画の第４章具体的な施策について資料2で説明いただきました。どの内容でも結構です。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○藤田委員

資料2の3空家等の適切な管理の促進に関する事項 ④地域での見守り事例の紹介について想定している事例があれば教えてください。

○都市政策課後藤主幹

空き家の発生予防の観点から地域自ら見守っている場合もあるのではないかと想定しております。そこから、適正管理または利活用にも繋がっていくと考えております。まずは地域の状況について地域の皆様の把握につながることを想定し、先進的な事例を情報提供が出来ればと考えております。

○藤田委員

ホームページの事例収集は他自治体を想定しているのでしょうか。

○都市政策課後藤主幹

委員ご指摘のとおりでございます。他市の事例を情報提供できればと考えております。

○出石会長

確認ですが、先進事例を調査して市で活用するために市民に情報提供するということがよろしいでしょうか。

○都市政策課後藤主幹

会長ご指摘のとおりです。

○出石会長

その他いかがでしょうか。

では、委員の皆様には考えていただいて、私から何点か質問させていただきます。

前回、前々回から出ている、住まいの相談窓口及び空き家活用等マッチング制度について本年1月より制度開始していますが、3月末時点での経過について報告をお願いします。

○都市政策課後藤主幹

まず住まいの相談窓口につきましては、3月27日現在で11件の相談がございました。内容につきましては、借地権の権利関係について、保証人の必要性について等その他様々な質問がございました。その中で協定団体に繋いだ案件は2件でございました。県の弁護士会にお繋ぎをしております。その他庁内関係課に繋いだ案件及び簡易なものについては都市政策課で対応した案件もございます。

次に空き家活用等マッチング制度につきましては、2月10日の第3回の協議会の報告内容と動きがない状況でございます。登録につきましては空き家所有者側で1件、それ以外については事前相談で7件ほどございます。

空き家活用側で登録が進まない理由としては、空き家活用の事業計画の提出を必須としておりますことから、その作成に時間を要していることが想定されます。

以上でございます。

○出石会長

その他いかがでしょうか。

○加藤副会長

先ほどと同様、資料2の3空家等の適切な管理の促進に関する事項 ④地域での見守り事例の紹介について、空家の問題はまず地域で把握して、地域で責任を持って利活用に繋ぐのが大事です。活用方法についても地域のニーズがある場合が多いと思われるからです。

茅ヶ崎市については市民活動も盛んなため、実施事例があるかもしれなですが、伊勢原市には小田急の開発した分譲地があり、地区計画もかかり街並みも綺麗だが、高齢化率が46%となっている地区があります。空き家率は数パーセントに留まりますが、自治会が見守りを行いながら、空き家の状況を把握しているようです。

また2空家等の発生予防に関する事項 ⑤地域への啓発活動の検討については、ワークショップで個人情報の問題はあるものの、地域のことは地域で把握し、地域でどうしてい

くか考えるということが大事になると考えております。

例を挙げると空き家所有者が草木の繁茂に困っている場合地域で協力し清掃してあげる、あるいはNPOの事例では空き家の近所の方が空き家の鍵を管理しており、時々空き家に風を通したりしている事例もございます。そのような信頼関係の中で空き家の利活用に繋がっていくこともあるので、本施策について期待をしております。

○都市政策課後藤主幹

資料4のスケジュールに記載させていただいておりますが、次年度につきましては地域でのワークショップについて4回ほど開催を想定しております。本市では昭和40年代の大規模分譲地は高齢化率が50%近い地域等があり、そのような地域を選定し住まいに関する課題を案件として課題解決に向けて地域で話し合ってもらう機会を設定できればと考えております。

○出石会長

空き家問題とゴミ屋敷問題についてはどちらも市が行政代執行をして終わりではなく、大事なのは、加藤副会長からもお話がありましたが福祉的な支援と協働です。

本計画の基本的な方針では民間と連携協働した住まいづくりがございます。個人情報保護条例上では空き家対策のためであれば、情報提供や本人以外収集は可能であることが想定されるため、今後も取組の中で検討をしていただければと思います。

その他いかがでしょう。

○木下委員

空き家の発生予防についてこの度、市高齢福祉介護課でエンディングノートを作成しました。そちらを利用するのも空き家対策を進める上で有効ではないでしょうか。

鶴嶺東地区でも、75歳以上の一人暮らしの方を対象に作成していただきました。

意識のはっきりしているうちに、そういったものを作成することも、空き家対策として有効ではないかと考えております。

○都市政策課後藤主幹

委員から頂きましたご意見の内容に加えまして、市の高齢福祉介護課におきまして次年度より高齢者へのアドバイザー制度を実施する予定でございます。理学療法士等が高齢者のお宅に伺い様々なアドバイスを行う制度でございます。

本制度で住宅の改修等の相談があった場合については、都市政策課も連携し対応を想定しております。

○出石会長

その他いかがでしょう。

○豊岡委員

空き家が発生しそうな場合、司法書士での案件になりますが、両親が亡くなり子供は全て独立しており、空き家となるが売却予定はない場合の相続登記についての相談が多くあります。そのため、相続が発生した家庭に住まいの相談窓口の周知ができれば、件数も増

加するのではないかと考えています。

○都市政策課後藤主幹

現在、住まいの相談窓口で相続登記の相談はございませんが、今後出てくることは予想されます。

2 空き家等の発生予防に関する事項①空き家の発生予防の啓発ちらし・パンフレットの配布の施策の中で委員ご指摘の相続についても記載を想定しております。

○服部市長

死亡届を出した時に、家のことに特化しないで、必要な手続きの中に委員ご指摘の内容を踏まえ項目を増やすことで、どのようなことが可能か内部で議論を重ねたいと考えております。

○出石会長

その他いかがでしょう。

○青木（崇）委員

空家等及び除却した空家等に係る跡地の利用の促進に関する事項についてポケットパーク等は法的な壁も想定されますが、誘導策の検討の中で具体的な想定があれば教えてください。

○都市政策課後藤主幹

本市におきましては公園面積が少ないという理由もあり、ポケットパーク等の公共的な空間が少しでもできればと考えております。

公園としての利用を想定すると立地が限定されますが、今後はポケットパーク、防災倉庫、代替用地等の条件を整理し、案件に応じた優先順位づけができればと考えております。

代替用地につきましては、市内に狭隘道路が多いことから、代替地を利用して行き違いのスペースを設ける等についても想定しております。

来年度以降柔軟に対応できればと考えております。

○青木（崇）委員

その場合、補助金等のメニューはあるのでしょうか。

○都市政策課後藤主幹

土地の手当てにつきましては、様々な手法が想定されます。更地にするため固定資産税の特例が解除されることもありますので、場合によっては予算措置も考える必要があると想定しておりますが、今後の検討課題であると考えております。

○出石会長

ホームページでの事例収集も施策にございますが、他自治体でも事例がございますので、建築規制等もあり全てができる訳ではないですが、ある程度の期間を調査にあてて検討することになります。

最後に私から1点、議会からの政策提言について、市議会も力を入れて大変多くの調査研究を行った政策提言でございました。

本提言を受け市で条例検討することになると思いますが、必要であれば法律を補完する条例について取り組むようお願いします。

では議題1及び議題2については以上とし、報告事項にまいます。

報告事項3点ございますが、報告(1)及び(2)については関連があるため、事務局よりまとめて説明をお願いします。

○都市政策課後藤主幹

報告(1)及び報告(2)についてまとめて説明させていただきます。

空き家対策に係る庁内連携について資料3をご覧ください。昨年10月の第2回協議会にお出した資料でございますが、その後庁内関係課とともに詳細検討を行い、修正をしてきた最終版を今回用意させていただきました。

公表する資料ではございませんが、空き家の適正管理に向けて、庁内関係課が連携して取り組んでいく内容を今回あらためてご報告させていただくものでございます

1 空き家の適正管理に関する相談 として、①から⑱までの手続きのフローを記載しております。そのなかに、大きな枠が2つありますが、①から④までを囲ってあります上の枠が「空家等」の適用の実務フローとなっており、⑤以降を囲ってあります下の枠が「特定空家等」の適用の実務フローとなっております。各ステップにおける庁内関係課の役割について再度精査を行い、第2回協議会にお出した資料から修正を加えております。

本年4月より本フローに基づき速やかに運用を開始していく予定でございます。

つづきまして資料4のスケジュール表をご覧ください。最上段のアクションプランの推進につきましては、別の附属機関により進行管理業務を行っております。

中段の「住まいの相談窓口」及び「空き家活用等マッチング制度」につきましては、本年1月25日より制度を開始しております。

状況につきましては、先ほどのご報告のとおりとなりますが、今後とも周知啓発を促進してまいります。

本協議会の次年度以降につきましては毎年度基本的に7月と11月に空き家対策協議会を開催し、その前後で庁内会議を開催する予定としております。

主に特定空家等の判定作業が主になることとなりますので、案件の出かたによっては開催時期・議事内容を若干変更させていただくことも想定しておりますので、ご理解いただきますようお願いします。

表中最下段について来年度空家等対策計画及び住まいづくりアクションプランに位置づけられているワークショップの開催を予定しております。5月10日開催予定のまちぢから協議会定例会でアナウンスを実施し候補地を絞り込み、下半期に4回ほど開催を予定しております。ワークショップの内容については高齢化が進む地域の現状を空き家の現状と併せて市から情報提供を行い、課題解決を地域で話し合ってくださいことを想定しております。

資料3及び資料4の説明は以上となります。

○出石会長

ただいま報告（１）（２）の説明がございました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○出石会長

私から一点確認なのですが、来年度７月及び１１月に協議会の開催が予定されておりますが、行政代執行に係る協議については別途協議会を開催するのでしょうか。

○都市政策課後藤主幹

行政代執行の事例について来年度すぐに実施は想定しておりませんが、勧告、命令等手続きを踏み実施する場合には、予算措置、議会調整等がございますので場合によっては臨時の協議会を設定させていただく可能性がございます。その際には事前に委員の皆様にご相談させていただきます。

○出石会長

その他、特によろしいでしょうか。

【報告（３）については非公開のため、会議録からは削除】

○出石会長

報告（４）その他について事務局何かございますか。

○都市政策課後藤主幹

様々ご意見を頂きありがとうございました。

次年度以降は毎年度基本的に７月と１１月に空き家対策協議会を開催し、その前後で庁内会議を開催する予定といたします。

案件の状況いかんによっては会議開催時期が前後することもあるかと考えておりますが、開催時期決定後すみやかに委員の皆様にご連絡させていただきますので、来年度もよろしくお願いいたします。

なお、本日ご用意いたしました当日資料につきましては、一部個人情報が含まれておりますので、資料は机上に置いたままおかえり頂きますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○出石会長

委員から何かありますでしょうか。

○加藤副会長

先ほど言いそびれてしまいましたが資料２の裏面 ４空家等及び除却した空家等に係る跡地の利用の促進に関する事項（イ）除却した空家等に係る跡地の利活用促進に向けた事項の関係課の記載について庁内関係課と記載がありますが、もう少し具体的に記載が可能ではないかと思えます。

例えば狹隘道路の関係は建築指導課、防災関係課、ポケットパークは他の関係課等記載

するとよいと思います。意見でございます。

○都市政策課後藤主幹

ご意見ありがとうございます。多岐に渡るため庁内関係課と一括りにしてしまい申し訳ありません。今後につきましては活用する内容において担当課を設定し記載させていただきます。

○出石会長

協議会向けよりも市役所内部に向け、記載した方がよいかもしれません。

それでは、本日の審議は終了といたします。委員の皆様には長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。

午前11時00分閉会

議事録署名人

出石 稔

小澤 勇人
